

# 7項目等のアナログ規制見直し フォローアップ状況

# アナログ規制の見直しに係るFU状況等【前回FU時点】

## 法令

	見直し不要	完了済み	見直し要				計
			2023年中	2024年3月まで	2024年6月まで	2024年7月以降	
目視	1,310	536	2	315	762	2	2,927
実地監査	10	39	0	16	9	0	74
定期検査・点検	209	174	1	160	490	0	1,034
常駐・専任	219	278	0	475	90	0	1,062
対面講習	17	45	0	41	113	2	218
書面掲示	99	125	1	172	293	82	772
往訪閲覧・縦覧	339	394	4	608	90	11	1,446
FD等	1,061	10	1,024	0	0	0	2,095
計	3,264	1,601	1,032	1,787	1,847	97	9,628

※「運転免許試験免除のための講習」については、見直し完了時期が「【優良】2024年度10月～3月、【その他】2024年度4月～6月」となっており、それぞれで計上したため、条項数（217）とFU数（218）が一致しない。

## 今回のFU対象

## 告示、通知・通達

	見直し不要	見直し要				計
		2023年中	2024年3月まで	2024年6月まで	2024年7月以降	
目視	238	287	15	81	0	621
実地監査	10	57	14	6	0	87
定期検査・点検	113	155	7	186	0	461
常駐・専任	132	102	36	39	0	309
対面講習	13	313	39	44	0	409
書面掲示	154	63	21	105	4	347
往訪閲覧・縦覧	118	127	43	12	2	302
計	778	1,104	175	473	6	2,536

# デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しに関する工程表 フォローアップ状況（2023年12月見直し完了予定条項）

2024年3月12日  
河野大臣閣議後会見で公表

2022年12月末に確定した見直し工程表に沿った見直しを確実に実施。  
予定の期限を超過して見直しを行う規制については、新たな見直し完了時期を調整・設定。

各規制の項目	2023年末見直し 完了予定条項数 (A)	各省回答			見直し等達成率 【B/A】
		見直し完了 <sup>※2</sup>	新たな見直し 完了時期を設定	合計(B)	
目視 <sup>※1</sup>	2	2	0	2	100%
実地監査	—	—	—	—	—
定期検査・点検 <sup>※1</sup>	1	1	0	1	100%
常駐・専任	—	—	—	—	—
対面講習	—	—	—	—	—
書面掲示 <sup>※1</sup>	1	1	0	1	100%
往訪・閲覧縦覧 <sup>※1</sup>	4	4	0	4	100%
FD等記録媒体	1024	969	55	1024	100%
<b>合計</b>	<b>1032</b>	<b>977</b>	<b>55</b>	<b>1032</b>	<b>100%</b>

見直し完了 (予定前倒し)	前回のFUまでに 見直し完了済	現時点までの 見直し完了済 合計条項数
0	536	538
—	39	39
0	174	175
—	278	278
—	45	45
1	125	127
2	394	400
0	10	979
<b>3</b>	<b>1601</b>	<b>2581</b>

※1 7項目規制において2023年末までに見直すこととされている規制は、過去のフォローアップで当初の見直し完了予定時期までに見直しが完了せず、新たな見直し完了時期として2023年末までの時点を設定したもの。

※2 「見直し完了」には2024年1月1日から3月11日までの間に見直しが行われたものを含む。

# デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針 フォローアップ状況（2023年12月見直し完了予定条項）

2024年3月12日  
河野大臣閣議後会見で公表

2023年5月末に確定した見直し方針に沿った見直しを確実に実施。  
予定の期限を超過して見直しを行う規制については、新たな見直し完了時期を調整・設定。

各規制の項目	2023年末 見直し 完了予定 条項数(A)	各省回答						各項目ごとの状況・課題等
		2023年末見直し完了予定条項に対する回答				見直し完了 (前倒し)(C)	見直し完了 (合計) (B+C)	
		見直し完了	新たな見直し 完了時期を設定	合計(B)	見直し等達成率 (B/A)			
目視	287	265	22	287	100%	0	265	内閣府4件、厚労省1件、国交省5件、環境省12件が新たな見直し完了時期を設定
実地監査	57	57	0	57	100%	0	57	対象条項は全て見直し完了
定期検査・点検	155	148	7	155	100%	0	148	環境省2件、法務省2件、厚労省1件、国交省2件が新たな見直し完了時期を設定
常駐・専任	102	100	2	102	100%	0	100	国交省（環境省）2件が未了（令和6年4月見直し完了予定）
対面講習	313	307	6	313	100%	0	307	国交省6件が新たな見直し時期を設定
書面掲示	63	55	8	63	100%	0	55	総務省8件が新たな見直し完了時期を設定
往訪閲覧・縦覧	127	106	21	127	100%	0	106	国交省13件、農水省5件、文科省2件、総務省1件が新たな見直し完了時期を設定
<b>合計</b>	<b>1104</b>	<b>1038</b>	<b>66</b>	<b>1104</b>	<b>100%</b>	<b>0</b>	<b>1038</b>	

※ 「見直し完了」には2024年1月1日から3月11日までの間に見直しが行われたものを含む。

# アナログ規制の見直しに係るFU状況等【今回FU後／法令に基づく規制】

法令

今後見直しを行う法令に基づく規制  
3,783件

	見直し不要	完了済み	見直し要			計
			2024年3月まで	2024年6月まで	2024年7月以降	
目視	1,310	538	315	762	2	2,927
実地監査	10	39	16	9	0	74
定期検査・点検	209	175	160	490	0	1,034
常駐・専任	219	278	475	90	0	1,062
対面講習	17	45	41	113	2	218
書面掲示	99	127	171	293	82	772
往訪閲覧・縦覧	339	400	608	88	11	1,446
FD等	1,061	979	12	43	0	2,095
計	3,264	2,581	1,798	1,888	97	9,628

※「運転免許試験免除のための講習」については、見直し完了時期が「【優良】2024年度10月～3月、【その他】2024年度4月～6月」となっており、それぞれで計上したため、条項数（217）とFU数（218）が一致しない。

今回のFUまでに見直しが完了した  
法令に基づく規制：2,581件

見直しが必要な法令に基づく規制  
6,364件

注：上記表はその他経済界要望の見直し状況を含んでいない。

# アナログ規制の見直しに係るFU状況等【今回FU後／告示、通知・通達に基づく規制】

告示、通知・通達

今後見直しを行う告示、通知・通達に基づく規制  
720件

	見直し不要	完了済み	見直し要			計
			2024年3月まで	2024年6月まで	2024年7月以降	
目視	238	265	18	100	0	621
実地監査	10	57	14	6	0	87
定期検査・点検	113	148	11	188	1	461
常駐・専任	132	100	36	41	0	309
対面講習	13	307	40	49	0	409
書面掲示	154	55	21	113	4	347
往訪閲覧・縦覧	118	106	58	18	2	302
計	778	1,038	198	515	7	2,536

今回のFUまでに見直しが完了した  
告示、通知・通達に基づく規制：1,038件

見直しが必要な告示、通知・通達に基づく規制  
1,758件

# 2023年12月までに見直しが行われた規制の例（法令）

## ○ 目視規制

例：雑踏事故の発生に備えた実地調査（警備実施要則）  
（参考）【都道府県警察の警察官数：25.9万人（2023年）】

2023年12月、「適切な雑踏警備の実施について」（通達）を发出し、雑踏事故の発生が予想されるときに講ずる措置として、**デジタル技術を活用して情報収集を遠隔化することを許容**する旨を明示した。

## ○ 定期検査・点検規制

例：展覧会の開催施設の設備の定期的な点検整備（展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則）

2023年11月、展示室内の温湿度管理・防犯設備について、データロガーや監視カメラ等により長期的なデータの自動収集や分析を行う等、**デジタル技術の積極的な活用**により適正な環境の実現を目指す旨を制度利用の案内及びホームページにて明確化した。

## ○ 書面掲示規制

例：小売業者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための情報提供（小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令）

2023年11月、「排出抑制促進措置に係る定期報告ガイドライン」にて、省令第3条の「その他の措置を講ずること」には、**インターネット等のデジタル技術を活用しての情報を提供すること等**が含まれることを明記した。

## ○ 往訪・閲覧縦覧規制

例：意見聴取の調書の閲覧（電気通信事業法施行規則）  
（参考）【電気通信事業者数：24,272者（2022年度末時点）】

2023年12月、「有線電気通信法施行規則等の一部を改正する省令」（令和5年総務省令第100号。2023年12月27日施行。）により、調書の閲覧の一連のプロセスを**デジタル原則に適合する手段によることが原則であることを明確化**した。

## ○ FD等記録媒体規制

例：土壌の汚染状況についての報告書等の提出（土壌汚染対策法施行規則）

**デジタル手続法の改正**（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律）により、記録媒体による行政機関への申請等について**オンラインによる申請等が可能となった**。

例：栄養士の免許の申請手続等の方法（栄養士法施行規則）

栄養士の免許の申請手続等の方法について、**具体の媒体名（「フレキシブルディスク」（＝フロッピーディスク））を「電磁的記録媒体」に改めた**。

# 2023年12月までに見直しが行われた規制の例（告示、通知通達）

## ○ 目視・実地監査規制

例：災害の発生が予想される場合における危険箇所の警戒巡視（災害対策基本法）

2023年12月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた通知・通達に規定する行為におけるデジタル技術の活用について（周知）」（事務連絡）を発出し、**危険箇所の警戒巡視においてデジタル技術の活用も可能**であることを明確化した。

## ○ 定期検査・点検規制

例：高度化施設用地の利用状況の定期調査（農地法）

2023年8月、「「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について」を改正し、**高度化施設用地の利用状況の定期調査を廃止**した。見直し後Phaseについては、Phase 2を予定していたが、Phase 3（定期検査の撤廃）を実現。

## ○ 常駐・専任規制

例：地域活動支援センターにおける職員の専任（地域活動支援センター機能強化事業実施要領）

2023年3月、実施要綱を見直し、地域生活支援事業を実施する場合の基礎的事業における配置職員の専任規定について、**デジタル技術等を活用して業務効率化を行う等により業務に支障のない場合は兼務が可能**であることを明確にした。

## ○ 対面講習規制

例：調理技術指導員講習（調理技術指導員講習実施要領）  
（参考）【調理技術指導員講習修了者数：6,883名（2020年2月末時点）】

2023年12月、「調理技術指導員講習の実施について」の（事務連絡）発出により、出席状況を確認できるなど講習の効果に配慮した上で、**講習科目の内容に応じてデジタル技術の活用を妨げるものではない旨周知**した。

## ○ 書面掲示規制

例：児童家庭支援センターの所在掲示（児童家庭支援センター設置運営要綱）  
（参考）【児童家庭支援センター数164（2022年10月1日時点）】

2023年5月、「「児童家庭支援センターの設置運営等について」の一部改正について」（通知）の発出により、**児童家庭支援センターの所在の掲示についてホームページ等への掲載により行うこととした**。

## ○ 往訪・閲覧縦覧規制

例：適格消費者団体の財務諸表等の閲覧（適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン）  
（参考）【適格消費者団体数：26団体（2024年2月現在）】

2023年5月、ガイドラインを改訂し、財務諸表等の閲覧について、**電磁的方法により、請求を受け、提供することを基本とする旨を明記**した。